令和６年度　第一回嘉麻市環境審議会

日時：令和６年７月１１日（木）　午後２時から
場所：嘉麻市役所５階　委員会室２

１．委嘱書交付式

２．市長挨拶

３．委員及び事務局職員自己紹介

４．会長、副会長選出

５．会長挨拶

６．嘉麻市環境審議会の概要について

７．所掌事務及び今後の審議事項について

８．その他

嘉麻市環境審議会委員名簿

任期　令和6年7月11日から
令和8年7月10日まで

	所　属	職　名	（フリガナ） 氏　名	構成要件	備考
1	近畿大学産業理工学部 生物環境化学科	教授	マツモト　コウゾウ 松本　幸三	学識経験を有するもの	
2	市民		トリゴエ　ハルコ 鳥越　晴子	公募による市民	
3	市民		ナガノ　ミツコ 長野　美津子	公募による市民	新規 R6.7.11～
4	市民		マツダ　クニコ 松田　クニ子	公募による市民	
5	嘉麻市議会	民生文教委員会 委員	デミズ　タカユキ 出水　貴之	市長が特に必要と認める 者	
6	嘉麻市議会	民生文教委員会 委員	ナカシマ　トキオ 中嶋　時夫	市長が特に必要と認める 者	
7	福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	環境長	タカオ　ヤスヒロ 髙尾　康裕	関係行政機関の職員	
8	福岡県飯塚県土整備事 務所	用地課長	アラカワ　シゲノリ 荒川　茂則	関係行政機関の職員	
9	福岡県飯塚農林事務所	農山村振興課長	オノ　ハルミ 小野　晴美	関係行政機関の職員	新規 R6.7.11～
10	嘉麻市商工会	会長	シマダ　ヒロミ 嶋田　尋美	公共的団体	新規 R6.7.11～
11	福岡県広域森林組合 嘉飯山支店	次長	ヤマダ　ヒサヨシ 山田　久能	公共的団体	新規 R6.7.11～

資料１

嘉麻市環境審議会の概要

１．審議会名　嘉麻市環境審議会

２．設置目的　市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため

３．設置条項　嘉麻市環境基本条例第１６条及び１７条
（環境審議会設置、審議事項、組織等）
嘉麻市環境審議会規則

４．構成人員　・学識経験者　１名以内
・公募による市民　４名以内
・市長が特に必要と認める者　２名以内
・関係行政機関の職員　３名以内
・公共的団体等が推薦するもの　２名以内

５．任期　２年間

６．報酬等　報酬：１回につき　４，６００円
（うち源泉徴収分として５％を差し引きます）
費用弁償：１回につき　１，５００円

資料２

○嘉麻市環境基本条例

平成１９年７月６日

条例第２１号

改正　平成３０年６月２６日条例第３１号

私たちのまち嘉麻市は、母なる遠賀川やその源流を抱く山々の豊かで美しい自然に恵まれた環境の恩恵を受けながら、個性ある伝統や文化を育み、今日までの発展を築いてきた。

しかしながら、物質的な豊かさや生活の利便ばかりを追い求める現代の社会経済活動は、資源の浪費や不用物の廃棄を繰り返し、その結果、環境への負荷を増大させ、私たちの暮らす地域の環境ばかりでなく、あらゆる生物の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすに至っている。

もとより、恵みある健全な環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことは、私たちの権利であるとともに、この健全な環境を次の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務である。

今こそ、私たちひとりひとりが、環境を守る重要な役割を担っていることを深く自覚し、人間にとって真に豊かな生活とは何かを真剣に考えるとともに、互いの力を合わせて、これらの環境問題に取り組む行動を起こさなければならない。

こうした決意のもと、私たちは、自然豊かな環境を保全し、よりよい環境を創造するとともに、人間と自然が共生できるふれあいと安心のまちづくりを進めることにより、将来にわたって持続的に発展することができる社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

めるところによる。

（１）　自然環境　大気、水、土壌及び動植物を一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤である環境をいう。

（２）　生活環境　人の生活に関係のある環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）をいう。

（３）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（４）　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（５）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

（１）　全ての市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ承継していくこと。

（２）　環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会を構築すること。

（３）　多様な生態系を有する自然環境に配慮し、人間と自然との共生を図ること。

（４）　地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識し、日常生活及び事業活動において、地球環境の保全を自らの課題としてとらえ、これを積極的に推進すること。

（５）　環境の保全及び創造に関し、市、市民及び事業者がそれぞれの責

務を自覚し、公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的な取組みを行うこと。

（一部改正〔平成３０年条例３１号〕）

（市の責務）

第４条　市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

２　市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、日常生活において、資源及びエネルギーの節約を図るとともに、廃棄物を適正に処理し、排出を抑制することにより、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

２　市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、自らの事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の軽減に努めなければならない。

２　事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、環境の保全及び創造に関して実施される市の施策及び市民の活動に協力しなければならない。

（施策の基本方針）

第７条　市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第３条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（１）　市民の健康が保護され、生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態で保持されること。

（２）　廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が推進されることにより、環境への負荷の軽減が図られること。

（３）　生物の多様性の確保が図られるとともに、自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

（４）　良好な景観及び歴史的文化的遺産の適正な保全が図られ、自然環境との調和のとれた快適な環境が創造されること。

（５）　環境の保全及び創造を効果的に推進するため、全ての者が協働して取り組む社会を構築すること。

（一部改正〔平成３０年条例３１号〕）

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、嘉麻市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、前条に定める基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　環境の保全及び創造に関する目標

（２）　環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（３）　その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第１６条に規定する嘉麻市環境審議会の意見を求めなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（一部改正〔平成３０年条例３１号〕）

（行動指針）

第９条　市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者のそれぞれの役割に応じた行動指針を定め、これに基づく行動を協働して推進しなければならない。

（環境教育等の推進）

第１０条　市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、これらの者の自発的な活動が促進されるように、環境の保全及

び創造に関する教育及び学習並びに広報活動を推進するものとする。

（環境情報の提供）

第１１条　市は、市民及び事業者とともに、環境の保全及び創造に関する情報の適切な共有が図られるように、積極的に情報の提供に努めなければならない。

（市民等の自発的な活動の促進）

第１２条　市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保し、これらの者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

（年次報告書の作成及び公表）

第１３条　市長は、毎年、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

（調査研究の実施等）

第１４条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な調査研究を実施するとともに、測定、監視、検査等の体制整備を図ることにより、環境の状況の的確な把握に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体等との協力）

第１５条　市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組について、国及び他の地方公共団体等と協力し、積極的にその推進に努めるものとする。

（一部改正〔平成３０年条例３１号〕）

（環境審議会の設置）

第１６条　市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、嘉麻市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議す

る。

（１）　環境基本計画に関する事項

（２）　環境の保全及び創造に関する基本的事項

（３）　その他環境の保全及び創造に関し、市長が特に必要と認める事項

３　前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する事項に関し、市長に建議することができる。

（一部改正〔平成３０年条例３１号〕）

（審議会の組織等）

第１７条　審議会は、環境問題に関する学識経験を有する者を含む委員１２人以内をもって組織する。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員が、委嘱されたとき又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

４　その他審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成３０年条例３１号〕）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年６月２６日条例第３１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

○嘉麻市自然環境保全条例

平成１９年１２月２６日

条例第３２号

改正　平成３０年６月２６日条例第２８号

（目的）

第１条　この条例は、嘉麻市環境基本条例（平成１９年嘉麻市条例第２１号。以下「環境基本条例」という。）の理念にのっとり、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって市民の安全な生活環境を守ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　自然環境　環境基本条例第２条第１号に規定する自然環境をいう。

（２）　生活環境　環境基本条例第２条第２号に規定する生活環境をいう。

（３）　周辺住民　事業計画地が所在する行政区（これに隣接する行政区を含む。）の区域に居住する者をいう。

（４）　不適正な事業活動　第６条第１項の規定による届出が必要であるにもかかわらず届け出ていない事業活動（届出に明示されていない事業活動を含む。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、自然環境の保全及び安全な生活環境を守るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、自らが自然環境の保全に支障を与える行動を慎み、市の自然環境保全の施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、周辺住民に対して自らの事業活動に関する説明を十分に行うよう努めるとともに、市の自然環境保全の施策に積極的に協力しなければならない。

２　事業者は、自らの事業活動を行うに当たり、常に市民の生活環境の安全

に影響が生じないよう十分な注意を払うとともに、その影響が生じ、又は生じるおそれのあるときは、直ちにその防止措置を講じなければならない。

（事業計画の届出）

第６条　市内において、次に掲げる事業であって規則で定める規模以上のものをしようとする事業者は、事業を開始する前に当該事業に係る事業計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出なければならない。

（１）　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更を行う事業

（２）　木竹を伐採する事業

（３）　土石類を採取する事業

（４）　廃棄物の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う事業

（５）　資材、廃材等を集積する事業

（６）　その他規則で定める事業

２　前項の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

（１）　農地法（昭和２７年法律第２２９号）に基づく申請が必要な事業

（２）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に基づく申請が必要な事業

（３）　その他規則で定める事業

３　第１項各号に掲げる事業であって規則で定める規模に満たないものを行おうとする事業者は、同項の規定による届出を行うよう努めなければならない。

４　第１項又は前項の規定により届出を行った事業者（以下「届出事業者」という。）は、届出後に事業計画を変更又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（一部改正〔平成３０年条例２８号〕）

（公告及び閲覧）

第７条　市長は、前条第１項又は第３項の規定による届出があったときは、その旨を公告その他の方法により周知し、公告の日から３０日間、当該届出に係る事業計画を市民の閲覧に供しなければならない。

（説明会）

第８条　届出事業者は、前条の閲覧期間内に周辺住民に対して当該届出に係

る事業計画の説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、事業計画を中止した場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

２　届出事業者は、前項の説明会を開催するときは、市長にその旨を通知するとともに、当該説明会の開催を予定する日時、場所等を説明会開催日の１０日前までに周辺住民に周知しなければならない。

３　届出事業者は、前条の閲覧期間内に説明会を開催できないときは、その理由を市長に届け出なければならない。

４　市長は、前項の場合において、相当の理由があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、期限を付して、当該届出事業者に対し、説明会を開催するよう求めることができる。

５　届出事業者は、説明会終了後、速やかにその内容を記録した報告書を市長に提出しなければならない。

（意見書及び見解書）

第９条　届出事業者の事業計画に関し、生活環境に与える影響について意見を有する市民は、第７条に規定する公告の日から起算して４５日を経過する日（同条の閲覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して１５日を経過する日）までに、市長に対して意見書を提出することができる。

２　市長は、前項の意見書の提出があったときは、その要旨を記載した書面（以下「要旨」という。）を届出事業者に送付するものとする。

３　届出事業者は、前項の要旨の送付を受けたときは、送付を受けた日から１５日以内に、要旨に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、第１項及び前項の場合において、必要と認めるときは、関係機関の意見を求めることができる。

５　市長は、第１項の意見書、第３項の見解書又は前項の意見により、自然環境の保全のため必要と認めるときは、事業計画の変更を求めるものとする。

（不適正な事業活動の防止）

第１０条　市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、自然環境の変化に注意を払うよう努めるとともに、関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２　市民は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、できる限り周辺環境に注意を払うように努めるとともに、不適正な事業活動を発見したときは、直ちにその旨を市又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

３　市長は、不適正な事業活動が行われ、又はそのおそれがあるときは、直ちに現状の調査を行わなければならない。

４　市長は、不適正な事業活動を確認したときは、その事業者に対して、適切な措置を講ずるよう求めなければならない。

（自然環境保全協定）

第１１条　市長は、自然環境保全のために必要があると認めるときは、事業者との間に自然環境保全協定を締結することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、環境基本条例第１６条に規定する嘉麻市環境審議会の意見を求めなければならない。

（報告及び立入調査）

第１２条　市長は、不適正な事業活動の早期発見及び防止のために必要な限度において、事業者に報告を求め、又は関係職員に当該事業に係る土地への立入調査を行わせることができる。

２　前項の立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び勧告）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事業者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（１）　第６条第１項の規定による届出を怠り、又は届出に明示されていない事業活動を行っているとき。

（２）　第８条第１項又は第４項の規定による説明会を正当な理由なく開

催しないとき。

（３）　第９条第５項の規定による事業計画の変更の求めに応じないとき。

（４）　前条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を正当な理由なく拒んだとき。

（一部改正〔平成３０年条例２８号〕）

（中止命令等）

第１４条　市長は、不適正な事業活動を行っている事業者が第１０条第４項の求めに応じないときは、当該事業者に対して、相当の期間を定めて、その行為の中止を命じ、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

２　事業者は、前項の規定による措置を講じた場合において、市長が必要と認めるときは、当該措置に係る検査を受けなければならない。

３　事業者は、前項の規定による検査を受けた措置について有効に保持しなければならない。

４　市長は、事業者が第１項の規定による命令に従わず、かつ、市民に重大な被害をもたらした場合は、安全な生活環境を守るため、当該事業者の費用を持って必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境保全監視員）

第１５条　市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然環境保全監視員を置くことができる。

２　自然環境保全監視員に関し、必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成３０年条例２８号〕）

（公表）

第１６条　市長は、次に掲げる場合において、特に必要と認めるときは、その内容を公表することができる。

（１）　第１３条の規定による勧告に従わないとき。

（２）　第１４条第１項の規定による命令に従わないとき。

（委任）

第１７条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第１８条　第１４条第１項の規定による命令に従わない者は、１００万円以

下の罰金に処する。

２　第１４条第３項の規定に違反した者は、１０万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１８条の規定は、平成２０年３月１日から施行する。

（暫定条例の廃止）

２　次に掲げる条例（以下「暫定条例」という。）は、廃止する。

（１）　碓井町自然環境保護条例（平成３年碓井町条例第１３号）

（２）　山田市自然環境保全条例（平成１０年山田市条例第１３号）

（３）　嘉穂町自然環境保護条例（平成１０年嘉穂町条例第１６号）

（廃止に伴う経過措置）

３　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、廃止前の暫定条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

４　施行日の前日までに、廃止前の暫定条例の規定により締結された自然環境保全協定等は、この条例の規定による自然環境保全協定とみなす。

５　施行日の前日までにした行為に対する附則第２項第１号及び第２号に掲げる暫定条例の罰則の適用については、なお廃止前の暫定条例の例による。

附　則（平成３０年６月２６日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行する。

○嘉麻市環境審議会規則

平成３０年６月２６日

規則第２９号

（趣旨）

第１条　この規則は、嘉麻市環境基本条例（平成１９年嘉麻市条例第２１号）第１７条第４項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成２２年嘉麻市告示第１３１号）に定めるもののほか、嘉麻市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験者　１人以内

（２）　公共的団体等が推薦する者　２人以内

（３）　関係行政機関職員　３人以内

（４）　市民からの公募による者　４人以内

（５）　その他市長が必要と認める者　２人以内

（会長及び副会長）

第３条　審議会に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

５　会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

（招集通知）

第５条　会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

（関係者の出席等）

第６条　審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、主管課において処理する。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（嘉麻市環境審議会規則の廃止）

２　嘉麻市環境審議会規則（平成１９年嘉麻市規則第３３号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

４　この規則の施行の際現に旧規則に基づく審議会の委員である者は、引き続きこの規則に基づく審議会の委員とみなし、その任期は、旧規則に基づく委嘱又は任命の日から起算する。

資料３

所掌事務および今後の審議事項について

１　所掌事務

（嘉麻市環境基本条例第１６条第２項より抜粋）

・嘉麻市環境基本計画に関し、第８条第３項に規定する事務を処理すること
（環境基本条例第８条第３項　…　環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項）

・環境の保全及び創造に関する基本的事項

・前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し、市長が必要と認める事項

２　過去の審議事項等について

３　今後予定される審議事項について

・環境審議会における過去の審議事項等

	日　付	主　な　項　目	備　　考
平成27年度 第1回	H27.10.5	・環境審議会概要説明、掌握事務及び今後の審議事項について ・環境基本計画見直しについて ・産業廃棄物処理施設の変更許可に伴う協定書（案）について	
平成27年度 第2回	H27.11.24	・環境基本計画見直しについて ・産業廃棄物処理施設の変更許可に伴う協定書（案）について	
平成27年度 第3回	H28.1.18	・産業廃棄物処理施設の変更許可に伴う協定書（案）について ～答申（案）の協議～	
平成27年度 第4回	H28.2.23	・環境基本計画の策定に係る答申（案）について ・産業廃棄物処理施設の変更許可に伴う協定書（案）について ～答申（案）の協議～	
平成27年度 （答申）	H28.3.18	・環境基本計画中間見直し（案） ・産業廃棄物処理施設の変更許可に伴う協定書（案）	・本審議会会長より市長への答申
平成28年度 第1回	H28.8.10	・委嘱書交付式 ・正副会長の互選 ・掌握事務及び今後の審議事項について	
平成29年度 第1回	H29.12.21	・産業廃棄物処理施設の変更許可に伴う協定書（案）	
平成29年度 第2回	H30.3.16	・産業廃棄物処理施設の変更許可に伴う協定書（案）	
令和元年度 第1回	R1.8.21	・正副会長の互選 ・掌握事務及び今後の審議事項について ・第2次嘉麻市環境基本計画策定について ・産業廃棄物処理施設との協定書締結について（報告）	
令和2年度 第1回	R2.6.24	・第2次嘉麻市環境基本計画について	
令和2年度 第2回	R2.9.17	・第2次嘉麻市環境基本計画について	
令和2年度 第3回	R2.11.19	・第2次嘉麻市環境基本計画について	
令和2年度 第4回	R3.2.10	・第2次嘉麻市環境基本計画について（書面表決）	
令和2年度 （答申）	R3.3.1	・第2次嘉麻市環境基本計画について	・本審議会会長より市長への答申
令和4年度	R4.7.28	・委嘱書交付式 ・正副会長の互選 ・掌握事務及び今後の審議事項について	